

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

| 現 行 | 改 正 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。</p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業及び、「理系女性のエンパワメントプログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>4 第1項各号の一に該当し文部科学省から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則を定める。</p> | <p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。</p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業、「理系女性のエンパワメントプログラム」事業及び、「<u>ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成</u>」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>4 第1項各号の一に該当し文部科学省から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則を定める。</p> | |

| 現 行 | 改 正 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>5 第1項各号の一に該当し文部科学省の大学改革推進等補助金による、特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>6 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。</p> <p>(採用)</p> <p>第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。</p> <p>2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程に定めるところによる。</p> <p>4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。</p> <p>5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>第6条～第63条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>5 第1項各号の一に該当し文部科学省の大学改革推進等補助金による、特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>6 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。</p> <p>(採用)</p> <p>第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。</p> <p>2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程及び国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程に定めるところによる。</p> <p>4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。</p> <p>5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>第6条～第63条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> | |

附 則(20 経教 規則第7号)

この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項にかかる改正については、平成20年5月1日から適用する。